

事務連絡

2021.05.13

関係会員各位

事務局 総務課

春の健診 未受検会員の受検延期について

標記について、会則施行規則により3月～5月に受検することが規定されておりますが、兵庫県を含む4都府県の緊急事態宣言が延長されたことに鑑み、去る5月11日開催の理事会にて審議の結果、下記の通り健診期間の延長が承認されました。

受検の延期を希望される方は、事務局総務課までご連絡ください。

尚、本年度の健康診断の受検回数につきましては、6月中旬に改めてアンケートを実施する予定です。

記

1. 延期可能な会員      5月11日現在で未受検の会員
2. 延期可能期間      5月17日～11月末日まで
3. 特記事項      72歳を超えて業務継続を申請する会員につきましては、7月末までに受検をお願い致します。

以上